

# 総務政策常任委員会資料

令和4年12月1日～2日

総 務 部

# 目 次

## I 予算議案

- 議案第1号、議案第23号  
令和4年度一般会計補正予算案（第6号）（第7号）の概要 . . . . . 3  
総務部の令和4年度11月補正予算案  
総務部歳出予算課別集計表 . . . . . 8  
庁舎公舎等管理費 . . . . . 10

## II 特別議案

- 議案第3号  
宮崎県税条例の一部を改正する条例について . . . . . 12
- 議案第4号  
職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例について . . . . . 14
- 議案第5号  
宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例について . . . . . 16
- 議案第6号  
宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例について . . . . . 18
- 議案第7号  
職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例について . . . . . 20
- 議案第17号  
当せん金付証票の発売について . . . . . 22
- 議案第28号  
職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について . . . . . 24
- 議案第30号  
知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例  
について . . . . . 26

## III その他報告事項

- 今後の行財政改革の取組について . . . . . 28

## I 予算議案

### 議案第1号、第23号

#### 令和4年度11月補正予算案の概要

#### 1 議案第1号 令和4年度一般会計補正予算案（第6号）の概要

国庫補助決定に伴うもの、庁舎等の電気代等高騰に伴うもの及びその他必要な経費について措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	1 3 億 8, 0 5 3 万円
---------	-------------------

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

使用料及び手数料	9 4 0 万 9 千円
国 庫 支 出 金	2 億 2, 0 3 0 万 1 千円
繰 入 金	1 0 億 6, 6 4 7 万 6 千円
諸 収 入	6 4 4 万 4 千円
県 債	7, 7 9 0 万円

です。

#### 2 議案第23号 令和4年度一般会計補正予算案（第7号）の概要

国の令和4年度補正予算（第2号）に伴うもの、職員の給与改定に伴うもの及びその他必要な経費について、措置するものです。

補正額は、

一 般 会 計	2 9 2 億 1, 0 0 4 万 4 千円
---------	-------------------------

です。

この補正予算による一般会計の歳入財源は、

分担金及び負担金	6 億 8, 6 7 4 万 1 千円
国 庫 支 出 金	1 5 2 億 4, 0 3 3 万 1 千円
繰 入 金	7 億 5, 4 3 1 万 4 千円
諸 収 入	3 億 1, 8 6 5 万 8 千円
県 債	1 2 2 億 1, 0 0 0 万円

です。

これらの結果、一般会計の予算の規模は、7, 536億8, 799万7千円となります。

一 般 会 計 歳 出 一 覧

(単位:千円)

款 別	補正前の額	今 回 補 正 額		計	
		うち議案第1号分 (国庫補助決定等)	うち議案第23号分 (国補正予算等)		
議 会 費	1,173,065	2,924	0	2,924	1,175,989
総 務 費	43,472,950	533,288	505,288	28,000	44,006,238
民 生 費	98,031,607	38,877	23,456	15,421	98,070,484
衛 生 費	70,792,975	48,681	31,362	17,319	70,841,656
労 働 費	1,612,103	1,623	0	1,623	1,613,726
農 林 水 産 業 費	61,381,303	6,193,994	313,707	5,880,287	67,575,297
商 工 費	72,834,167	134,478	127,834	6,644	72,968,645
土 木 費	73,260,079	22,652,292	0	22,652,292	95,912,371
警 察 費	27,126,992	231,617	123,379	108,238	27,358,609
教 育 費	118,179,029	752,800	255,504	497,296	118,931,829
一般会計合計	723,097,423	30,590,574	1,380,530	29,210,044	753,687,997

一 般 会 計 歳 入 一 覧

(1) 総 括

(単位:千円、%)

款 別	令和4年度					令和3年度	
	補正前の額	11 月				11 月現計	
		議案第1号	議案第23号	補正後	構成比	予 算 額	構成比
自 主 財 源	286,740,460	1,082,329	1,759,713	289,582,502	38.4	256,029,737	37.3
県 税	104,840,000	0	0	104,840,000	13.9	95,480,000	13.9
地 方 消 費 税 金 清 算 金	51,137,566	0	0	51,137,566	6.8	50,399,518	7.3
分 担 金 及 び 負 担 金	1,995,446	0	686,741	2,682,187	0.4	2,065,905	0.3
使 用 料 及 び 手 数 料	9,877,773	9,409	0	9,887,182	1.3	9,939,141	1.4
財 産 収 入	888,522	0	0	888,522	0.1	933,883	0.1
寄 附 金	359,884	0	0	359,884	0.0	220,197	0.0
繰 入 金	43,838,269	1,066,476	754,314	45,659,059	6.1	32,537,112	4.7
繰 越 金	5,199,771	0	0	5,199,771	0.7	10,385,470	1.5
諸 収 入	68,603,229	6,444	318,658	68,928,331	9.1	54,068,511	7.9
依 存 財 源	436,356,963	298,201	27,450,331	464,105,495	61.6	430,674,290	62.7
地 方 譲 与 税	20,228,000	0	0	20,228,000	2.7	13,019,000	1.9
地 方 特 例 交 付 金	651,000	0	0	651,000	0.1	596,000	0.1
地 方 交 付 税	184,979,000	0	0	184,979,000	24.5	188,206,000	27.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	499,000	0	0	499,000	0.1	419,000	0.1
国 庫 支 出 金	165,855,463	220,301	15,240,331	181,316,095	24.1	158,261,590	23.0
県 債	64,144,500	77,900	12,210,000	76,432,400	10.1	70,172,700	10.2
歳 入 合 計	723,097,423	1,380,530	29,210,044	753,687,997	100.0	686,704,027	100.0

(注) 構成比は、四捨五入の関係で内訳と合計が一致しないことがある。

## (2) 歳入科目別概要

(単位:千円)

科 目	補正前の額	11月補正		補正後の額	説 明
		議案第1号	議案第23号		
分担金及び 負担金	1,995,446	0	686,741	2,682,187	<b>【議案第23号】</b> ◎分担金 16,800 ○農林水産業費分担金 16,800 ・土地改良事業費 ◎負担金 669,941 ○農林水産業費負担金 427,234 ・土地改良事業費等 ○土木費負担金 242,707 ・急傾斜地崩壊防止対策費等
使用料及び 手数料	9,877,773	9,409	0	9,887,182	<b>【議案第1号】</b> ◎使用料 9,409 ○衛生使用料 9,409 ・総合保健センター使用料
繰 入 金	43,838,269	1,066,476	754,314	45,659,059	<b>【議案第1号】</b> ◎基金繰入金 1,066,476 ○財政調整積立金繰入金 953,631 ○観光みやぎき未来創造基金繰入金 76,895 ○宮崎県人口減少対策基金繰入金 35,950  <b>【議案第23号】</b> ◎基金繰入金 754,314 ○財政調整積立金繰入金 754,314
諸 収 入	68,603,229	6,444	318,658	68,928,331	<b>【議案第1号】</b> ◎雑入 6,444 ○雑入 6,444  <b>【議案第23号】</b> ◎受託事業収入 318,658 ○農林水産業受託事業収入 12,704 ・土地改良事業受託料 ○土木受託事業収入 305,954 ・堰堤改良事業受託料

科 目	補正前の額	11月補正		補正後の額	説 明
		議案第1号	議案第23号		
国庫支出金	165,855,463	220,301	15,240,331	181,316,095	<b>【議案第1号】</b> ◎国庫補助金 220,301 ○総務費国庫補助金 70,339 ・地方創生拠点整備交付金等 ○衛生費国庫補助金 4,000 ・指定難病事業費等 ○農林水産業費国庫補助金 140,158 ・地方創生道整備推進交付金等 ○警察費国庫補助金 5,804 ・警察行政費  <b>【議案第23号】</b> ◎国庫負担金 2,757,652 ○農林水産業費国庫負担金 1,732,000 ・造林奨励費等 ○土木費国庫負担金 941,500 ・河川改良費等 ○教育費国庫負担金 84,152 ・義務教育給与費 ◎国庫補助金 12,482,679 ○農林水産業費国庫補助金 1,765,615 ・土地改良事業費等 ○土木費国庫補助金 10,717,064 ・社会資本整備総合交付金事業費等
県 債	64,144,500	77,900	12,210,000	76,432,400	<b>【議案第1号】</b> ◎県債 77,900 ○農林水産業債 77,900 ・林道事業費等  <b>【議案第23号】</b> ◎県債 12,210,000 ○農林水産業債 1,957,500 ・土地改良事業費等 ○土木債 10,207,500 ・道路橋梁事業費等 ○教育債 45,000 ・学校教育施設等整備事業費
歳入合計	723,097,423	1,380,530	29,210,044	753,687,997	

## 令和4年度 11月補正予算案

### ○ 総務部 歳出予算課別集計表

(議案第1号関係)

(議案第23号関係)

(一般会計)

(単位：千円)

会計名	課名	令和4年度				令和3年度		
		補正前の額	補正額			補正後の額	当初予算額	最終予算額
			議案第1号	議案第23号	計			
一般会計	総務課	318,969	0	614	614	319,583	313,215	296,740
	人事課	5,706,424	364,765	1,369	366,134	6,072,558	5,152,081	5,074,008
	財政課	85,612,551	0	601	601	85,613,152	83,664,387	132,992,680
	財産総合管理課	1,987,140	85,173	712	85,885	2,073,025	1,966,935	1,855,984
	税務課	53,483,111	0	6,546	6,546	53,489,657	54,333,460	55,249,005
	市町村課	2,828,525	0	1,650	1,650	2,830,175	2,294,883	2,161,733
	総務事務センター	716,365	0	2,175	2,175	718,540	710,839	689,946
	危機管理課	969,560	0	1,172	1,172	970,732	730,015	700,375
	消防保安課	648,113	0	0	0	648,113	1,127,101	1,386,418
	計	152,270,758	449,938	14,839	464,777	152,735,535	150,292,916	200,406,889

(公債管理特別会計)

特別会計	財政課	82,887,847	0	0	0	82,887,847	84,382,858	82,002,767
------	-----	------------	---	---	---	------------	------------	------------

(一般会計+特別会計)

総務部	合計	235,158,605	449,938	14,839	464,777	235,623,382	234,675,774	282,409,656
-----	----	-------------	---------	--------	---------	-------------	-------------	-------------





庁舎公舎等管理費

1 事業の目的

燃料価格の高騰等の影響により電気代が増額したため、庁舎等における電力供給を確保し、県有施設の適正な管理に努める。

2 事業概要等

(1) 補正額 85,173千円

(本庁舎・総合庁舎等の財産総合管理課所管分)

(千円)

補正前の額	補正額	補正後の額
575,807 (うち電気代93,606)	85,173	660,980 (うち電気代178,779)

※他の施設の補正予算額(電気等) 516,682千円

(2) 財源内訳 一般財源

(3) 事業期間 令和4年度

(4) 補正理由 電気代の増額に伴う補正

## 本庁舎・総合庁舎等の電力供給契約等の状況について

### 1 契約・入札の状況

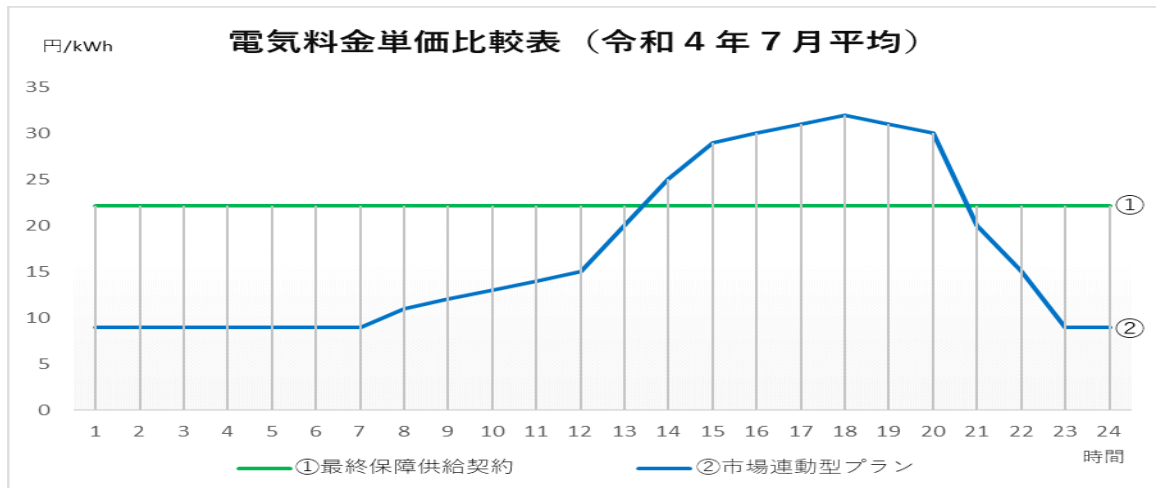
- ・本庁舎・総合庁舎等の令和3年10月から令和4年9月までの電力供給については、一般競争入札により単価契約を行っていた。
- ・令和4年10月から令和5年9月までの電力供給に係る一般競争入札を8月に実施したが、18施設全てにおいて不調。
- ・なお、他の施設管理者が実施した入札110施設についても、不調又は不落。

### 2 令和4年10月以降の対応

このため、次の2つのプランのうち、過去の電力の使用実績から、より低い額と見込まれる「②市場連動型プラン」により契約

①最終保障供給契約・・電力の供給先がない場合に九州電力送配電（株）が最終的な供給の義務を負うプラン

②市場連動型プラン・・30分刻みで料金の変動する九州電力（株）の新料金プラン



※本館・1号館

## II 特別議案

### 議案第3号

#### 宮崎県税条例の一部を改正する条例

税 務 課

#### 1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）及びスポーツ基本法（平成23年法律第78号）が改正されたことから、関係条項の改正を行う。

#### 2 改正の内容

##### (1) 不動産の取得に係る申告又は報告の義務の見直しに伴う改正

令和5年4月1日以後に不動産を取得し、当該不動産について不動産登記法（平成16年法律第123号）に基づく登記の申請を行った場合、都道府県への申告又は報告が不要となることから、不動産取得税に係る関係規定の改正を行う。

##### (2) 国民体育大会の名称の変更に伴う改正

令和5年1月1日から「国民体育大会」の名称が「国民スポーツ大会」に改められることから、ゴルフ場利用税に係る関係規定の改正を行う。

##### (3) その他所要の改正

#### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、国民体育大会の名称の変更に伴う改正については、令和5年1月1日から施行する。



## 議案第4号

### 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

#### 1 改正の理由

地方公務員法の改正等により職員の定年を引き上げること等に伴い、60歳を超える職員の退職手当の取扱いなど、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 退職手当の算定

給料月額が7割措置となる職員の退職手当については、当分の間、当該措置の適用の前後の期間でそれぞれ算定した額の合計額とする。

##### (2) 退職手当の支給率

定年引上げ前の定年年齢に達した日以後、その者の非違によることなく退職した職員の退職手当の支給率については、当分の間、定年退職の場合と同率とする。

##### (3) 早期退職等の割増

定年前に早期退職する場合等の割増しについては、当分の間、以下のとおりとする。

- ① 対象は、定年引上げ前の定年から10年を減じた年齢から、定年引上げ前の定年の前年度までとし、加算率は1年につき3%とする。
- ② 60歳から65歳までの職員において、公務上の傷病や死亡など職員の意思によらない退職の場合の加算率は2%とする。

##### (4) その他

関係法の改正に伴う引用条項及び文言等の改正

### 3 改正を要する条例

- (1) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第44号）
- (2) 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年条例第17号）
- (3) 病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年条例第18号）
- (4) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年条例第22号）
- (5) 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年条例第48号）
- (6) 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、関係法の改正に伴う規定については、公布の日から施行する。

## 議案第5号

### 宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例

総務課

#### 1 改正の理由

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行する。

改正により、条例が個人情報保護法の施行に関して必要な事項を定めるものとなるため、宮崎県個人情報保護条例の名称を「宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例」とし、全部改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

(1) 個人情報保護法で委任された事項及び現行の本県における個人情報保護制度を継続するために必要な事項を規定する。主な規定事項は以下のとおり。

- ① 開示請求手数料は徴収せず、現行同様、公文書の写しの交付に要する費用を実費負担とする。
- ② 開示決定等の期限については、現行同様、15日以内とする。  
（ただし、条例上の表記は、初日不算入とする必要があるため、14日以内となる。）
- ③ 運用状況の公表については、現行同様、各実施機関における運用状況を毎年1回取りまとめ、公表する。

(2) 個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求等の個人情報保護制度について、個人情報保護法と重複する規定を削除する。

#### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。





## 議案第6号

### 宮崎県情報公開条例の一部を改正する条例

総務課

#### 1 改正の理由

近年「請求する権利の濫用」と見受けられる公文書開示請求（広範囲、大量の文書を請求し、閲覧しない。）が発生し、行政事務が停滞する事例が起こっていることから、開示請求の権利の濫用を明確化する規定を設け、適正な制度活用の推進と円滑な行政運営を確保する。

また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の改正に伴い、地方公共団体の個人情報保護制度が個人情報保護法に基づく全国共通の制度に移行することから、宮崎県情報公開条例においても関連する規定を改正する。

#### 2 改正の内容

- (1) 公文書開示請求の根拠規定となる条例第5条に第2項を追加

（開示請求権）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対して、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。

2 何人も、この条例に基づく公文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。

- (2) 宮崎県個人情報保護条例の全部改正等に伴う所要の改正

#### 3 権利の濫用的な公文書開示請求に対する対応（案）

- (1) 通常一般的に行われる請求を制限するものではなく、条例の趣旨及び目的を大きく逸脱した「適正ではないと認められる請求」を制限する。
- (2) 権利の濫用に該当する可能性のある請求があった場合、原則、宮崎県公文書開示審査会に意見聴取し、専門家の意見を踏まえ、総務部長に合議の上、所管部局長が判断する。

- (3) 権利の濫用に当たる具体的な類型は、「条例の解釈及び運用基準」に明記し、公表する。

※ 権利の濫用に当たる請求の類型

- 事務を停滞させることを目的にすると認められる公文書の開示請求
- 事務を停滞させるおそれのある大量の公文書の開示請求
- 開示請求によって得た情報の不適正な使用

#### 4 パブリックコメントの結果

(1) 実施期間

令和4年7月13日(水)から令和4年8月12日(金)まで

(2) 周知方法

県ホームページ及び新聞への掲載、県政相談室等における閲覧

(3) 意見の概要

- 意見数 12件(2名)
- 主な意見
  - ・ 権利の濫用の判断基準の具体的列挙が肝要であるとする。
  - ・ 行政事務が停滞した具体的事例を示してほしい。
  - ・ 条例改正には賛成だが、今後定める条例の解釈及び運用基準で対応する方法もあるのではないかと懸念する。

#### 5 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、2(1)は、公布の日から施行する。

## 議案第7号

### 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

#### 1 改正の理由

地方公務員法の改正を踏まえ、令和5年4月1日より、職員の定年を引き上げる等、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

##### (1) 定年年齢

令和5年4月1日から2年に1歳ずつ引き上げ、最終的に令和13年4月1日から65歳とする。

##### (2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理監督職員は、60歳に達した年度の翌年度に非管理監督職に転任又は降任となる。

###### ①対象となる職

###### ア 管理監督職

管理職手当支給対象となる職

###### イ 管理監督職に準ずる職

警察官のうち警視及び警部（アを除く）、教員のうち主幹教諭及び指導教諭

###### ②役職定年年齢

60歳（ただし医師及び歯科医師には適用しない）

###### ③特例任用

公務運営に著しい支障がある場合や欠員補充が困難な場合は、②に達した職員を引き続き管理監督職として勤務させることができる。

##### (3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

引き上げ後の定年年齢前（60歳に達した日以後）に退職した職員について、定年退職日相当日までの間、選考に基づき短時間勤務の職に採用することができる制度を導入する。

##### (4) 暫定再任用制度（現行の再任用制度）

令和14年3月31日までの間、定年退職日以後65歳に達する年度の末日までの間にある職員について、選考に基づき常時勤務を要する職又は短時間勤務の職に再任用することができる。

##### (5) 60歳を迎える職員への情報提供及び意思確認

職員が60歳に達する日の前年度に、60歳以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供し、職員の勤務の意思を確認する。

##### (6) その他

上記改正に伴う関係規定の改正

### 3 改正等を要する条例

- (1) 職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第17号）
- (2) 職員の分限に関する条例（昭和28年条例第41号）
- (3) 職員の懲戒に関する条例（昭和28年条例第42号）
- (4) 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和28年条例第43号）
- (5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年条例第4号）
- (6) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第6号）
- (7) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年条例第49号）
- (8) 職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第3号）
- (9) 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成17年条例第4号）
- (10) 宮崎県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第5号）
- (11) 職員の再任用に関する条例（平成13年条例第3号） ※廃止

### 4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし2（5）については、公布の日から施行する。

#### 【参考1】定年の段階的引き上げについて

部分定年は定年引き上げに伴い定年が延びる分（定年前再任用短時間勤務も可能）

※年齢は年度末年齢

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15
定年年齢	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71
生年度	S37生が 60歳で 定年退職	-	S38生が 61歳で 定年退職	-	S39生が 62歳で 定年退職	-	S40生が 63歳で 定年退職	-	S41生が 64歳で 定年退職	-	S42生が 65歳で 定年退職	S43生が 66歳で 定年退職
S37生	60歳 定年退職	61歳 暫定再任用	62歳	63歳	64歳	65歳						
S38生	59歳	60歳	61歳 定年退職	62歳 暫定再任用	63歳	64歳	65歳					
S39生	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年退職	63歳 暫定再任用	64歳	65歳				
S40生	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年退職	64歳 暫定再任用	65歳			
S41生	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年退職	65歳 暫定再任用		
S42生	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職	
S43生	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年退職

定年退職日以後、65歳に達する年度までは暫定再任用が可能

#### 【参考2】給与に関する措置

60歳を超える職員の給料月額、当分の間、60歳に達する年度の7割水準とする。ともに、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額について、給料表に新たに定める。

## 議案第 17 号

### 当せん金付証票の発売について

財 政 課

#### 1 提案の理由

令和 5 年度の全国自治宝くじ及び西日本宝くじの本県発売金額を定めることについて、当せん金付証票法（昭和 23 年法律第 144 号）第 4 条第 1 項の規定により、議会の議決に付するものである。

#### 2 発売金額

100 億円以内

#### 3 参考

令和 4 年度の議決額      100 億円以内



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

1 改正の理由

令和4年の人事委員会勧告等を踏まえ、一般職の職員の給与を改定するとともに、地方公務員法の改正により職員の定年を引き上げることに伴い、60歳を超える職員に係る給与の取扱いなど、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

(1) 給料表

人事委員会勧告に基づき、各給料表を国に準じて改定する。(0.24%)

(2) 諸手当

人事委員会勧告・報告等を踏まえ、次のとおり各手当を改正する。

① 特別給

人事委員会勧告に基づき、勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げる。

【一般職員の例】

		6月期			12月期			年間		
		期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
現 行		1.25	0.925	2.175	1.25	0.925	2.175	2.5	1.85	4.35
改 正 後	4年度	1.25	0.925	2.175	1.25	0.975	2.225	2.5	1.9	4.4
	5年度以降	1.25	0.95	2.2	1.25	0.95	2.2	2.5	1.9	4.4

② 特急列車等の利用に係る通勤手当

- ・ 特急列車及び高速自動車国道の利用に係る特別料金について、ひと月あたりの支給限度額を、現行の2万円から3万円に改定する。
- ・ 特急列車以外での通勤が困難であると認められる職員の特急列車に係る通勤手当の支給割合を、現行の3分の2から4分の3に改定する。



### (3) 定年延長関係

- ① 60歳を超える職員の給料月額  
当分の間、60歳に達する年度の7割水準とする。
- ② 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額  
給料表に新たに定める。

### (4) その他

関係法の改正に伴う引用条項及び文言等の修正

## 3 改正を要する条例

- (1) 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第40号）
- (2) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年条例第4号）
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和31年条例第4号）
- (4) 附属機関の委員その他の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第21号）
- (5) 専門委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第35号）
- (6) 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年条例第28号）
- (7) 病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年条例第22号）

## 4 施行期日

令和5年4月1日

ただし、給料表及び令和4年度分の勤勉手当に係る改正については公布の日から施行し、給料表は令和4年4月1日、勤勉手当は令和4年12月1日にそれぞれ遡及して適用する。

## 議案第30号

### 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

人 事 課

#### 1 改正の理由

国の特別職の給与改定の状況等を踏まえ、本県の特別職に係る期末手当の支給月数の改定を行うものである。

#### 2 改正の内容

国の特別職に準じて、期末手当の支給月数を0.05月引き上げる。

		6月期	12月期	年間
現 行		1.625	1.625	3.25
改正後	4年度	1.625	1.675	3.3
	5年度以降	1.65	1.65	3.3

#### 3 改正を要する条例

- (1) 知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和28年条例第17号）
- (2) 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和31年条例第36号）
- (3) 議会の議員の給与等に関する条例（昭和31年条例第45号）
- (4) 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和41年条例第46号）
- (5) 教育長の給与等に関する条例（平成12年条例第36号）
- (6) 病院局長の給与及び旅費に関する条例（平成18年条例第21号）

#### 4 施行期日

公布の日から施行し、令和4年12月1日に遡及して適用する。  
ただし、令和5年度以降分は、令和5年4月1日から施行する。



### Ⅲ その他報告事項

#### 今後の行財政改革の取組について

人事課行政改革推進室

#### 1 新たな行財政改革プランの策定について

##### (1) 概要

「みやざき行財政改革プラン（第三期）」の推進期間が本年度で終了するが、人口減少・少子高齢化が進行し、限られた人員・財源で、多様化する行政需要や社会経済情勢の急激な変化等に的確に対応していくためには、今後とも継続して行財政改革に取り組むことが必要である。

このため、諸課題の整理を行いながら、デジタル化の進展等の新たな視点を踏まえた第四期（推進期間：令和5～8年度）の行財政改革プランの策定を進めている。

##### (2) 新たな行財政改革プランの基本的な考え方（別紙）

##### (3) 策定スケジュール（予定）

令和4年11月	第1回行財政改革懇談会
令和5年2月	行財政改革推進本部会議
3月	県議会常任委員会（素案報告）
〃	第2回行財政改革懇談会
〃	パブリックコメント
6月	行財政改革推進本部会議（最終案の協議）
〃	県議会議案提出

#### 2 公社等改革指針の見直しについて

公社等改革については、行財政改革の取組の一つとして、「新宮崎県公社等改革指針」（平成22年2月策定、31年4月改訂）に基づき取り組んでいるが、今年度で推進期間が終了することから、新たな行財政改革プランの策定に合わせて、指針の見直しを進めている。

##### (1) 対象公社等の選定

現行指針の選定基準により、対象公社等を改めて選定する。

##### 【現行指針における対象公社等の選定基準】

- ① 県の出資割合が25%以上であり、かつ、県が最大出資者である法人
- ② ①以外で、県の関与が高い法人
  - ア 県職員を派遣している法人で、県財政支出割合が50%以上又は県財政支出総額が概ね1億円以上であるもの
  - イ 県退職者が常勤役員に就任している法人で、県財政支出割合が50%以上又は県財政支出総額が概ね1億円以上であるもの
- ※ 県財政支出総額は、指定管理料及び競争入札に係る委託料を除く。
- ③ その他特に県の関与のあり方について検討する必要がある法人

**(2) 推進期間**

新たな行財政改革プランの推進期間に合わせた期間を設定する。

**(3) 公社等改革の方向性（案）**

公社等改革指針の策定以降、平成16年度から18年間にわたり公社等改革を推進し、県の関与や公社のあり方について見直しを進めた結果、現在指針の対象となっている公社等の多くには、一定の公益性が認められる。

今後は、公社等と連携し、県の事業を効率的、効果的に実施するという視点がより一層重要となることから、毎年度の点検・評価を通じて必要な指導、監督、助言を行い、公社等の経営健全化を図ることとする。

# 新たな行財政改革プラン(第四期)の基本的な考え方

## これまでの取組

- 適正な定員管理の維持(目標約3,800人(知事部局等))
  - ・ 知事部局等(実績)  
H17: 4,231人 H27: 3,808人 R元: 3,783人 R4: 3,785人(H17比▲10.5%)
- 健全な財政運営の維持
  - ・ 財政関係2基金の残高確保(R4当初予算編成後:335億円(R元比108億円増))
  - ・ 県債残高の抑制(R4予算編成後:8,292億円(R元比198億円減))
  - ・ 健全化判断比率の維持(実質公債費比率10.6%、将来負担比率95.7%)
- 数値目標の状況(R3)
  - ・ 31項目 ⇒ 一定の成果あり25項目

## 課題

- 限られた人員や財源の中、行政需要は増加し県民ニーズは多様化
- 大規模な自然災害や新たな感染症等、突発的な業務への対応
- 社会保障費の増、公共施設の老朽化対策等



引き続き行財政改革の推進が必要

## 改革の視点等

限られた人員・財源の中で、多様化する県民ニーズや突発的な業務に的確に対応するためには、県政運営の土台となる行財政基盤の構築と人材づくりを行うとともに、多様な主体と連携し、幅広い知見を活かした施策の構築が求められる。

また、行政のデジタル化による行政サービスの利便性向上や業務の効率化を図り、全ての職員が最大限の能力を発揮できるよう、働き方改革をより一層推進することが必要である。

【プランの基本理念】県総合計画の基本理念『安心と希望の未来への展望』を支える持続可能な行財政基盤の確立  
【改革の視点】

## 現行

### <改革プログラム>

- 1 効率的で質の高い行政基盤の構築
  - ・ 組織体制の見直し、適正な定員管理、内部統制制度 等
- 2 県民ニーズに対応した行政サービスの提供
  - ・ 県民等との連携・協働、県民サービス・利便性の向上 等
- 3 県政運営を支える人材づくりと働き方改革の推進
  - ・ 意欲と能力に満ちた人材の育成・活用、事務の簡素化・効率化
  - ・ 働き方改革による公務能率の向上 等
- 4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用
  - ・ 税収の確保、資産の有効活用 等

### <財政健全化指針>

- ・ 指針に基づく財政健全化の推進

## 見直し案

### <改革プログラム>

- 1 県政運営を支える行政基盤の構築と人材づくり
  - ・ 組織体制の見直し、内部統制制度、意欲と能力に満ちた人材の育成と活用、意欲と能力のある女性職員の育成・登用の推進 等
- 2 多様な主体との連携と県民目線のサービスの提供
  - ・ 県民等との連携・協働、広報活動の推進、県民サービスの利便性向上等
- 3 行政のデジタル化と働き方改革の推進
  - ・ ICTを活用した行政サービスの向上、業務改革、柔軟な働き方の推進等による働きやすい職場環境づくり
- 4 健全な財務基盤の構築と資産の有効活用
  - ・ 税収の確保、資産の有効活用 等

### <財政健全化指針>

- ・ 指針に基づく財政健全化の推進